

「適正服薬（重複・多剤投与等）相談事業」及び「適正受診（重複・頻回等）指導対象者抽出業務」委託に係る企画提案競技実施要領

令和2年5月19日 福島県後期高齢者医療広域連合

## 1 趣旨

この「適正服薬（重複・多剤投与等）相談事業」及び「適正受診（重複・頻回等）指導対象者抽出」業務委託に関する企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）は、本年度、福島県後期高齢者医療広域連合（以下「福島県広域連合」という。）が実施する「適正服薬（重複・多剤投与等）相談事業」及び「適正受診（重複・頻回等）指導対象者抽出業務」委託（以下「本業務」という。）にかかる委託契約先の候補者（以下「契約候補者」という。）の選定に当たり、効率的で効果の高い事業が実施できるよう、価格と質を総合的に評価するために行うプロポーザル方式による企画提案競技の手続きについて、必要な事項を定めたものです。

## 2 本業務の概要

### (1) 委託業務名及び数量

ア 事業1：令和2年度後期高齢者医療適正服薬（重複・多剤投与等）相談事業（以下「適正服薬相談事業」という。） 一式

イ 事業2：令和2年度後期高齢者医療適正受診（重複・頻回等）指導対象者抽出業務（以下「適正受診指導対象者抽出業務」という。） 一式

### (2) 業務の仕様等

ア 適正服薬相談事業（事業1）： 委託業務仕様書Ⅰのとおり

イ 適正受診指導対象者抽出業務（事業2）： 委託業務仕様書Ⅱのとおり

### (3) 委託業務期間

ア 適正服薬相談事業（事業1）： 契約締結の日から令和3年3月31日まで

イ 適正受診指導対象者抽出業務（事業2）： 契約締結の日から令和2年10月31日まで

### (4) 委託契約額の上限

事業1及び事業2を合わせて11,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 参加者の要件

本企画提案競技に参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 福島県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年規則第8号）（以下「財務規則」という。）第79条で定める者であること。
- (2) 財務規則第79条で定める者の内、指名停止等の入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者、又は、申立てをなされた者でないこと。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、又は、支店、若しくは、営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）でないこと、又は、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

- (6) 過去2年間に国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、かつ誠実に履行した者であること。

#### 4 企画提案競技に係るスケジュール

日 程	内 容
令和2年 5月 19日 (火)	実施要領の公開 (HP)
令和2年 5月 26日 (火)	質問書受付期限
令和2年 5月 27日 (水)	質問書回答期限
令和2年 5月 26日 (火)	企画提案競技参加申込期限
令和2年 5月 27日 (水)	参加資格確認通知
令和2年 6月 11日 (木)	企画提案書提出期限
令和2年 6月 22日 (月)頃	契約候補者決定
令和2年 6月 下旬頃	委託契約締結 (見込み)

#### 5 実施要領及び企画提案に係る様式等の入手方法

実施要領及び企画提案に係る様式等については、「福島県広域連合ホームページ」からダウンロードして使用してください。

なお、福島県広域連合の窓口や、郵送又は電子メールでの配布は行いません。

#### 6 質問書の受付及び回答

事業の趣旨、実施要領、企画提案書の作成等に関して質問がある場合には、その内容を「質問書」(様式1)に簡潔にまとめ、同書を提出してください。

##### (1) 受付期間

令和2年5月19日(火)から5月26日(火)午後5時まで【必着】

##### (2) 提出方法

下記「8 企画提案書等の提出 (2)提出先」に持参、郵送、ファクシミリまたは電子メールのいずれかにより提出してください。

※ 電話による質問は不可。

※ 郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法で送付してください。

ファクシミリまたは電子メールの場合は、送信後に福島県広域連合の職員へ、質問書が届いているかを確認してください。電子メールの件名は「【質問書】適正服薬相談事業・適正受診指導対象者抽出業務委託」としてください。

##### (3) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年5月27日(水)までに、福島県広域連合ホームページに随時公表します。なお、個別での回答は行いません。

#### 7 企画提案競技参加申込

この企画提案競技への参加を希望される者は、企画提案競技参加申込書(様式2)に、①会社概要(様式3)、②誓約書(様式4)、③直近2年間の福島県、福島県広域連合及び福島県内市町村からの受託実績一覧並びに各都道府県広域連合又は市町村からの類似業務受託実績一覧(任意様式1部)を添付の上、次により提出してください。

##### (1) 提出期限

令和2年5月26日(火)午後5時まで【必着】

## (2) 提出方法

「9 企画提案書等の提出 (3)提出方法」により提出してください。

## 8 参加申込者の参加資格の確認等

上記7に基づき参加申込書を提出した者について、3に規定する参加資格を満たす者であるかを確認の上、確認結果について参加資格確認結果通知書(様式5)により通知します。

## 9 企画提案書等の提出

上記8により参加資格が認められた者は、次により企画提案書等を提出してください。

### (1) 提出期限

令和2年6月11日(木)午後5時【必着】

### (2) 提出先

福島県後期高齢者医療広域連合

〒960-8043 福島市中町8番2号(福島県自治会館内)

電話番号 024-528-9024 FAX 024-521-0254

メールアドレス kouikirengou@fukushima.email.ne.jp

### (3) 提出方法

上記(2)の提出先に持参又は郵送により提出してください。

※ 郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法で送付してください。福島県広域連合においては、郵送中の事故等の責任は負いませんので、御了承願います。

※ 電子ファイル及びファクシミリ等での提出は受け付けません。

### (4) 提出書類

「企画提案競技応募書(様式6)」に「企画提案書」(様式任意)【原本1部 副本5部】を添えて御提出ください。なお、各書類の大きさは、A4版であれば様式は自由とします。

#### ア 企画提案書の内容

項目	記載内容
① 表紙	会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。
② 業務工程表	業務を実施する年間スケジュールを記載すること。
③ 提案書	委託業務仕様書Ⅰ(適正服薬相談事業)及び委託業務仕様書Ⅱ(適正受診指導対象者抽出業務)に示す福島県広域連合の事業イメージは、最低ラインであると御理解の上、自由提案とします。
④ 協力企業一覧表	業務の実施に当たり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業の所在地、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして添付すること。主たる業務以外の単なる作業の外注である場合は不要です。
⑤ 業務実施体制表	本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、福島県広域連合との打合せ等に出席する専任(主)担当者を明記すること。なお、協力企業がある場合は、当業務実施体制表に協力してもらう業務内容毎に、当該企業の所在地、名称を併記すること。 ※ 個人情報の取扱いに関する社内規程等を添付すること(概要可)。
⑥ 見積書	業務の内容(項目)ごと・実施予定の媒体ごとにその単価、金額(積算内訳)を記載すること。

#### イ 提出上の留意事項

① 長編綴じ(ファイル等による綴じ込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、

ステーブルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること。)

- ② 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。
- ③ 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ④ 事業経費については、数量、単価等の積算根拠について明らかにし、本事業に要する経費を委託料上限額の範囲内で見積もってください。  
なお、「適正服薬相談事業」（事業1）と「適正受診指導対象者抽出業務」（事業2）は、履行期間が異なるために別契約（2件の契約）となりますが、契約先は1者（社）となりますので、見積額は両事業とも1者（社）のみが受託することを前提として事業費を積算してください。

## 10 参加に際しての留意事項

### (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効になることがあります。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平に影響を与える行為があった場合
- エ その他、この実施要領及び仕様書等に違反するものと認められる場合

### (2) 複数提案の禁止

同一の参加者が、同時に複数の企画提案書を提出することはできません。

### (3) 提出書類の変更及び返却

提出期限後においては、企画提案書の変更、差し替え若しくは再提出はできません。（ただし、誤字・脱字の修正等、軽微な事項に係る変更等を除きます。）

なお、一度提出された書類については、競技終了後も返却しません。

### (4) 辞退

上記の提出書類を提出した後において、この企画提案競技への参加を辞退する場合には、「辞退届（様式7）」を提出してください。

### (5) 費用負担

この企画提案競技への参加に要する諸経費については、すべて参加者側が負担するものとします。

### (6) その他

- ア 参加者は、「企画提案書」の提出をもって、この実施要領の記載内容に同意したものとみなします。
- イ 参加者より提出された「企画提案書」等は、福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年条例第17号）に基づく情報公開請求の対象となります。

## 11 契約候補者の選定方法及び審査結果の通知

福島県広域連合が別に定める「適正服薬相談事業及び適正受診指導対象者抽出業務企画提案競技審査委員会設置要項」による審査委員会を設置し、提案内容について別表の審査基準に基づく審査を行い、最も評価が高い（合計点数が最も高い）法人又は団体を、契約候補者に選定します。

この選考審査の結果については、本年6月下旬にすべての参加者に対して結果通知書（様式8）によりお知らせします。

なお、電話等による問い合わせには、一切応じません。

## 12 契約等

### (1) 契約締結の手続き

福島県広域連合は、契約候補者と協議のうえ、改めて業務委託仕様書を作成した後に、契約候補者から二つの事業に関する見積書を徴し、福島県広域連合の財務規則に定める随意契約の方法により、契約候補者との間において、「適正服薬相談事業」（事業1）、「適正受診指導対象者抽出業務」（事業2）の2件の業務委託契約を締結します。

なお、両事業の委託業務仕様書の内容は、おおむね契約候補者が上記の企画提案競技において提案した内容がベースとなりますが、上記の見積書徴取の際に、福島県広域連合において、委託契約の目的を十分に達成するために必要と認められる限度において、その一部を変更することがありますので、あらかじめご了承ください。

### (2) 委託契約の額

委託契約の額は、福島県広域連合の予算の範囲（「2 本業務の概要（4）委託契約額の上限」を参照）内において、両事業の委託業務仕様書における業務の内容に基づき、契約候補者が算定した額（見積額）とします。

### (3) 契約保証金について

契約候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に送付しなければなりません。

ただし、財務規則第99条第2項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがあります。

### (4) 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託契約書で定めるところにより、受託者が受託業務を完了した後に福島県広域連合が成果品等の検査を行い、当該成果品等が契約書及び仕様書に定められた内容に適合していることを確認した上で、受託者より適正な請求を受けた日から30日以内に受託者に対して支払うことを原則とします。

ただし、事業目的を達成するために必要と認められる場合には、受託者からの申し出により、概算払いを行うことがあります。

### (5) その他

契約候補者と福島県広域連合との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合には、次点の者を契約候補者とします。

## 13 問い合わせ先、参加申込書・質問書・企画提案書等提出先

福島県後期高齢者医療広域連合 業務課給付係 担当 金澤  
〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館内  
電話：024-528-9024（直通） FAX：024-521-0254  
E-mail：kouikirengou@fukushima.email.ne.jp

別表

審査項目及び審査基準

1 実施体制・業務実施の方向性（提案内容の実施体制、本業務実施に当たっての基本的な考え方）	
①	業務の主たる担当者は、専従又は主体的に従事するよう配置されているか。
②	各業務に携わる人員数は、十分に確保されているか
③	各業務に携わる人員のための研修や教育は行われているか
④	情報共有・報告のための連絡体制は十分か
⑤	当広域連合のニーズや追加オーダーに対応した業務の実施が可能か
⑥	コールセンター業務に携わる人員のための研修や教育は行われているか
⑦	コールセンター対応マニュアル等を適宜見直すことは可能か
2 業務の有効性（提案内容の有効性）	
⑧	事業目的を的確に把握しているか
⑨	過去に同種の業務実績があるか
⑩	当広域連合の要請する内容を満たしているか
⑪	対象者が行動変容に結びつくような勧奨通知等の工夫・内容があるか
3 業務の実現性（提案内容の具体性と実現性）	
⑫	提案内容は、抽象的ではなく、具体的な内容及びスケジュールになっているか
⑬	対象者リスト作成等事務を効率的に実現できるか
⑭	当広域連合からの医療レセプト受領後、速やかに対象者を抽出できるか
⑮	対象者への通知を誤送付しないような工夫が講じられているか
⑯	本業務終了後、速やかに当広域連合に報告を行うことができるか
4 経費の妥当性等（適切な経費積算と経費単価の妥当性）	
⑰	見積価格及び積算内容は妥当か
⑱	2つの事業について、同じ医療レセプトからの対象者リスト抽出を行うことによる費用の抑制がみられるか
5 情報セキュリティ等（個人情報保護対策及び事故防止対策）	
⑲	個人情報保護対策（セキュリティ対策）は十分か
⑳	事故防止策や事故発生時の安全管理策は十分か